

令和7年矢板市議会定例会

第405回定例会議

報 告 事 項

令和7年9月

矢 板 市

令和 7 年矢板市議会定例会第 4 0 5 回定例会議報告事項

報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

専決第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 2 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について・・・・P 3

報告第 3 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について・・・・・・・・P 5

報告第 1 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 5 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第5号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年7月23日

矢板市長 森 島 武 芳

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年2月14日、栃木県矢板市本町5番4号の矢板市役所駐車場内において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 91,070円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

報告第 2 号

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 5 日

矢板市長 森 島 武 芳

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率

1. 健全化判断比率

項 目	比 率	令和6年度決算に係る 矢板市の早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	13.68 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.68 %
実 質 公 債 費 比 率	8.3 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	1.4 %	350.0 %

2. 資金不足比率

会 計 名	比 率	令和6年度決算に係る 矢板市の経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %

注) 赤字又は資金不足を生じていない場合、比率欄を「—」と表示する。

令和7年9月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

報告第 3 号

株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

株式会社やいた未来の経営状況説明書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

矢板市長 森 島 武 芳